

2 小児入院医療

5) 小児・周産期病床

小児が入院する病棟や施設において、診療報酬上、特定入院料として「小児入院医療管理料」の算定が認められている。

小児入院医療管理料の施設基準を満たしたうえでプレイルームを設けることにより、小児入院医療管理料の加算が認められている。

表 2-44 小児入院医療管理料にかかる加算に関する構造設備基準

- ・ 内法による測定で 30㎡のプレイルームがある。プレイルームについては、当該病棟内にあったことが望ましい
- ・ プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等がある
- ・ 当該病棟に小児入院患者を専ら対象とする保育士が 1 名以上常勤している

(平 30.3.5 保医発 0305 第 2)

3 小児特定集中治療室(PICU)

5) 小児・周産期病床

小児特定集中治療室（PICU：Pediatric Intensive Care Unit）における小児に対する特定集中治療に対して、診療報酬上、特定入院料として「小児特定集中治療室管理料」の算定が認められている。

表 2-45 小児特定集中治療室管理料に関する構造設備基準

算定単位	一般病棟の治療室
必要室	専用の小児特定集中治療室
病室面積	内法 15㎡ / 床以上
必要機器 (*)	・ 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等） ・ 除細動器 ・ ペースメーカー ・ 心電計 ・ ポータブルエックス線撮影装置 ・ 呼吸循環監視装置 ・ 体外補助循環装置 ・ 急性血液浄化療法に必要な装置
その他	・ 自家発電装置を有している病院 ・ 手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい ・ 治療室内はバイオクリーンルーム

* ペースメーカー、心電計、ポータブルエックス線撮影装置、呼吸循環監視装置については、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、常時備えている必要はない

(令 4.3.4保医発 0304 第 2)

小児特定集中治療室管理料は、15 歳未満の小児に対し 14 日を限度として算定できる（平 30 厚労告 43）。